

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年3月7日提出
【ファンド名】	野村中国債券ファンド（毎月分配型） 野村中国債券ファンド（年2回決算型）
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【電話番号】	03-6387-5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

各ファンドについて、信託終了（繰上償還）に係る手続きを開始することが決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ．信託終了（繰上償還）の年月日

2025年7月31日（書面決議が可決された場合、繰上償還が実施されます。）

ロ．信託終了（繰上償還）に係る決定に至った理由

各ファンドは、投資信託約款において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときは、書面決議の成立をもって、受託者と合意の上、信託を終了（繰上償還）させることができると規定しています。

現状、各ファンドそれぞれの受益権の口数が30億口を下回る状態が継続し、今後、このような受益権の口数の状態と運用資産額が継続した場合、本来の運用目標を達成することが困難になっていくと判断されることから、各ファンドの投資信託約款に基づき、信託を終了（繰上償還）することについて書面決議の手続きをとることといたしました。

可決となった場合、各ファンドは2025年7月31日に信託を終了（繰上償還）します。

否決となった場合、各ファンドは信託を終了（繰上償還）しません。

ただし、書面決議の結果によっては、一方のファンドは信託を終了（繰上償還）し、他方のファンドは信託を終了（繰上償還）しない場合があります。

ハ．信託終了（繰上償還）に係る決定に関する情報の受益者に対する提供または公衆縦覧

受益者を対象に書面決議を行なうため、ファンドの知れている受益者に対して、繰上償還に関する情報を記載した書面を交付します。

電子公告の方法により、野村アセットマネジメント株式会社のホームページ（<https://www.nomura-am.co.jp/>）に掲載します。